

	テ 社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保館		●社会福祉事業法第2条第3項第6号に「隣保事業（隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を行うものをいう。）」と規定しており、当該隣保館をさすものである。 平成12年の法改正により、「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正されたことに伴い、「第2条第3項第6号に規定する隣保館」を「第2条第3項第11号に規定する隣保館」に規則改正した。
(4)文化教養施設等	ア 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 ウ その他これらに類する施設	すべてのもの	●図書館法第2条第1項に図書館を次のように規定しており、当該図書館をいうものである。 第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。 ●博物館法第2条第1項は、次のように規定しており、当該博物館をいうものである。 第2条 この法律において、「博物館」とは、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、民法第34条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもので第2章の規定による登録を受けたものをいう。 上記に規定するものを博物館とし、「博物館に相当する施設、その他これらに類する施設」は、博物館、美術館として登録していないが、その用途が博物館、美術館と類似している施設及び不特定多数に利用される記念館、水族館等をさすものである。 なお、資料館については、その規模等、整備の現状を踏まえ、この項ではなく、(18)の項に掲げている。
(5)火葬場	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場	すべてのもの	
(6)公衆便所	公衆便所	すべてのもの	●この項で規定する公衆便所は、不特定多数の人が利用する便所で、しかも独立した建築物である。 他の用途の建築物に附属して設置されている便所、同一敷地内で他の用途の建築物に附属する別棟の便所については、主たる建築物の用途に含まれるものであり、この項には該当しない。
(7)集会施設	ア 集会場、公会堂、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館 イ 冠婚葬祭施設 ウ 研修施設 エ その他これらに類する施設	用途面積が100平方メートル以上のもの	●集会場とは、集会、娯楽、催物等のために使用する施設である。 「その他これらに類する施設」とは、文化会館、勤労会館、地区集会所等である。 ●この項に掲げる研修施設は、不特定多数の人が利用するものであり、企業の研修施設で専ら職員のための利用に供するものは、(22)の項の事務所としての取扱とする。

(8) 教育施設等	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の施設用途面積が100平方メートル以上のもの イ 学校教育法第82条の2に規定する専修学校の施設 ウ 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校の施設 エ その他これらに類する施設	用途面積が100平方メートル以上のもの	●学校教育法第1条で学校を次のように規定しており、当該学校をいうものである。 第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。 ●学校教育法第82条の2及び第83条第1項で専修学校及び各種学校を次のように規定しており、当該学校をいうものである。 第82条の2 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。 一 修業年限が1年以上であること。 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 三 教育を受ける者が常時40人以上であること。 第83条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類するもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第82条の2に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。 具体的には、各種学校は、洋裁学校、予備校等である。 ●「その他これらに類する施設」とは、自動車教習所、職業能力開発校、職業訓練校等である。
(9) 金融機関等の店舗	ア 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の店舗 イ 信用金庫法（昭和26年法律第238号）に基づく信用金庫の店舗 ウ 労働金庫法（昭和28年法律第227号）に基づく労働金庫の店舗 エ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合の店舗 オ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合の店舗 カ 国民生活金融公庫法（昭和24年法律第49号）に基づく国民生活金融公庫の店舗 キ 証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する証券会社の店舗 ク 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む店舗 ケ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋の店舗 コ その他これらに類する金融業を営む店舗	用途面積が100平方メートル以上のもの	●銀行法第2条第1項に「『銀行』とは、第4条第1項の金融再生委員会の免許を受けて銀行業を営む者をいう。」、第2項第1号及び第2号に銀行業について、「預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引を併せ行うこと。（1号）」、「為替取引を行うこと。（2号）」と規定している。 現金自動支払機（CD）又は現金自動預入支払機（ATM）等の機械のみを設置する無人のキャッシュサービスコーナーは、銀行の支店の出張所として届出が必要とされているので、銀行として取り扱うものとする。 ●信用金庫法には、定義の条文はないが、第1条に目的として「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、共同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。」と定めており、同法に基づく信用金庫の店舗である。 ●中小企業等共同組合法第3条に中小企業等共同組合を次に掲げるものとしている。 第1号 事業共同組合 第1号の2 事業共同小組合 第1号の3 火災共済共同組合 第2号 信用共同組合 第3号 共同組合連合会 第4号 企業組合 上記の組合等のうち、第2号信用共同組合は、銀行等と同様の業務内容であることから、この項に掲げている。

(10) 公益事業の店舗	ア ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業を営む店舗 イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業を営む店舗 ウ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第6条第2項に規定する第一種電気通信事業を営む店舗 エ その他これらに類する施設（建築物に該当するものに限る。）	用途面積が100平方メートル以上のもの	●電気事業法第2条第1項に次のように規定している。 第2条 この法律において「一般電気事業者」とは、一般電気事業を営むことについて次条第1項の許可を受けた者をいう。 また、同法第3条第1項に「電気事業を営もうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定している。 ●電気事業法第6条第1項及び第2項に次のように規定している。 第6条 電気通信事業の種類は、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業とする。 2 第一種電気通信事業は、電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）を設置して電気通信役務を提供する事業とする。 具体的には、第一種電気通信事業者は、N T T、移動通信事業者等である。（第二種電気通信事業者はオンライン情報通信事業者や電子機器の製造・販売業者等）
(11) 飲食店	食堂、レストラン、喫茶店等飲食業を営む店舗及びその他これらに類する店舗	用途面積が100平方メートル以上のもの	●「その他これらに類する店舗」とは、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等をさすものである。
(12) 物品販売業等店舗	ア 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗 イ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所	用途面積が100平方メートル以上のもの	●「物品販売業を営む店舗」とは、食料品店、日用品店、洋品店、コンビニエンスストア、新車・中古車販売所並びに薬局等をさすものである。 ●「給油取扱所」とは、ガソリンスタンド等をさすものである。
(13) サービス業店舗	ア 理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所 イ 美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所 ウ 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業を営む店舗 エ クリーニング取次店又は貸衣装屋 オ 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設 カ その他これらに類する店舗	用途面積が100平方メートル以上のもの	●「その他これらに類する店舗」は、宅配取次店、レンタルビデオ店、貸本屋、犬猫病院、エステティックサロン、葬儀屋、保険代理店等をさすものである。
(14) 公衆浴場	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場	用途面積が100平方メートル以上のもの	●公衆浴場法第1条第1項に「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。」と規定しており、具体的には、銭湯、サウナ、健康ランド、クアハウス、温泉会館等をいう。
(15) 運動施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツ練習場その他これらに類する施設	用途面積が100平方メートル以上のもの	●スポーツ練習場は、アスレチックジム、フィットネスクラブ、ゴルフ及びテニス練習場等をさすものである。 「その他これらに類する施設」は、弓道場、柔道場、剣道場、屋内ゲートボール場等をさすものである。
(16) 興行施設	劇場、映画館、観覧場、演芸場その他これらに類する施設	用途面積が100平方メートル以上のもの	●劇場とは、主に演劇、舞踏、音楽等を鑑賞するものをいう。観覧場とは、主にスポーツを観覧するものをいい、野球場、陸上競技場、競輪場、サッカー場等がある。 映画館とは、主に映画を鑑賞するものをいう。

			演芸場とは、落語、漫才等の演芸を観覧するものをいう。
(17) 遊興施設	麻雀屋、遊技場、カラオケボックスその他これらに類する施設	用途面積が100平方メートル以上のもの	●「その他これらに類する施設」は、ダンスホール、囲碁、将棋所等をさすものである。
(18) 展示施設	展示場、資料館その他これらに類する施設	用途面積が100平方メートル以上のもの	●「展示場、資料館その他これらに類する施設」とは、展示館、見本市会場、画廊等の展示を目的とした施設をいう。 なお、住宅の販売を目的として設置される住宅展示場は、住宅という商品を展示していると解され、展示されている住宅そのものは、都市施設には該当しない。
(19) 観光施設	展望所、休憩所又は案内所施設（社寺及び史跡を除く。）	用途面積が100平方メートル以上のもの	●展望所は、観光名所などにある展望タワー・展望台などの展望できる施設で建築物に該当するものをいう。
(20) 宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設	用途面積が100平方メートル以上のもの	●旅館業法第2条は、「この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。」と規定している。 ホテル営業は、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。（観光ホテル、モーター、ウイークリーマンション等） 旅館営業は、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。（温泉旅館、観光旅館、割烹旅館、民宿等） 簡易宿所営業は、宿泊する場所を多人数で共有する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊営業で、下宿営業以外のものをいう。（山小屋、ペンション、スキー小屋、ユースホステル、カプセルホテル等）
(21) 自動車車庫	一般の用に供する駐車施設	用途面積が100平方メートル以上のもの	●一般の用に供される駐車施設は、建築物となる駐車施設のうち、不特定多数の者が利用の用に供するものである。 機械式駐車場は当該駐車施設には該当しないものとする。 また、駐輪場についても、この項に掲げる駐車施設には該当しないこととする。
(22) 事務所	事務所（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）	用途面積が3,000平方メートル以上のもの	●事務所、営業所をいうものであるが、専ら職員の利用の用に供する研修施設等は、この項に該当するものである。
(23) 工場等	工場、研究所、卸売市場その他これらに類する施設	用途面積が3,000平方メートル以上のもの	●「その他これらに類する施設」とは、(3)の項のセ、ソ、タに掲げる作業所（場）以外の作業場であり、選果場などをいう。
(24) 共同住宅	ア 共同住宅 イ 寄宿舎 ウ その他これらに類する施設	用途面積が2,000平方メートル以上のもの	●「その他これに類する施設」とは、知的障害者福祉ホーム、生活ホーム、精神障害者福祉ホーム、知的障害者グループホーム、精神障害者グループホーム、老人グループホーム、知的障害者通所寮、精神障害者生活訓練施設及び宿所提供施設等である。 ※「共同住宅」と「寄宿舎」の相違について 共同住宅とは、2以上の住戸又は住室を有する建築物